ディスクロージャー誌 2024

JA八丈島



目 次

	1
経営方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
事業の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
事業のご案内・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
貸借対照表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
損益計算書······	11
注記表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
剰余金処分計算書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	20
部門別損益計算書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	21
財務諸表の正確性等にかかる確認・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23
損益の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	24
直近の2事業年度における事業の状況を示す指標	
共済事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	25
経済事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	27
その他の事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	28
当組合の組織・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	29
沿革・歩み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	32

JA TOKYO DISCLOSURE

2024

『信頼され、未来へ続く東京農業』について 組合員・地域のみなさまに 理解が深まることを願って

JAのディスクロージャーとは

ディスクロージャー(Disclosure)とは、「企業の業績や財務内容などの公開」のことです。

財務状況や経営内容はどうなのか、どんな商品があるのか、といった情報を公開することで企業の透明性を高め、利用者からの信頼を維持・向上することを目的としています。

JAも、経営情報などの開示を通じて経営の透明性を高める観点などから、ディスクロージャーが求められています。

JAは、貯金などの信用事業、保障などの共済事業や営農指導・販売、購買などの各事業を行っており、各事業が相互に補完しサービスを総合的に提供する事業体です。

また、JAは組合員(一般の株式会社での株主に相当)により 組織され、組合員が運営・利用するという協同組織です。

一般の会社では、高収益・高配当を目的としていますが、JA は各事業を通じて組合員・地域のみなさまへの貢献を第一に考え 大切にしております。

そのため、大都市のJAとして安心・安全な野菜などを食卓へ届けるのはもちろん、災害時の避難場所としての農地の提供など様々なかたちで組合員・地域のみなさまとつながり、生活に貢献していくことが大切であると考えています。

みなさまから貯金等を通じお預かりしている大切な資産につきましては、当然、健全で安定した経営を心がけるとともに経営内容を公開し、組合員・地域のみなさまに信頼を得ていくことが大切です。

私たちは、組合員・地域のみなさまの経済・生活・文化の発展 に貢献していくことが重要だと考えます。

このディスクロージャー誌を通じて、JA八丈島へのご理解が 一層深まることを願っています。

^{*} 本冊子は、農業協同組合法第54条の3に基づいて作成したディスクロージャー誌です。

^{*} 本冊子については、JA八丈島の決算期(令和5年4月1日~令和6年3月31日)の情報について掲載しております。

^{*} 記載した金額は、表示単位未満を切り捨てのうえ表示しております。したがって、合計数値と合致しない場合がありますのでご留意ください。

^{*} 金額については、0円の場合は「—」、表示未満の端数がある場合は「0」で表示しております。

ごあいさつ

日頃、皆さまには格別のご愛顧をいただき厚く御礼申し上げます。

JA八丈島は、情報開示を通じて経営の透明性を高めるとともに、当JAに対するご理解を一層深めていただくために、当JAの主な事業の内容や組織概要、経営の内容などについて、わかりやすくまとめたディスクロージャー誌を作成いたしました。

皆さまが当JAの事業をさらにご利用いただくための一助として、是非ご一読いただきますようお願い申し上げます。

今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和6年7月

経営方針

基本方針

当農協は令和3年5月24日に行われた、農業協同組合の新設分割および、令和4年4月1日に行われた組名称を経て、名実共に八丈島地区の農業及び農業生産者へのサービス提供に特化した農業協同組合として再スタートを計りました。

本年度は農業振興と当JAの安定経営実現のため、従来の取り組みに加えて、各課題の解決に向けて具体的に取り組みます。従ってこの期の経営については、次の方針で臨むこととします。

- (1) 現在行っている事業の着実な実践と、利益の確保に向けて、経済事業の収益性向上などの具体策 の実践に取組みます。
- (2) コンプライアンス対策と業務改善のために、JA内外の研修への参加など、計画的に役職員の理解 を進めます。
- (3) 新規就農者や新たな活動参加者の活力を取り込み、地域農業振興や経営環境の変化に対応できる組織作りに努めます。

「地域の活性化」への貢献

総合事業(営農・経済、生活・購買、信用、共済、厚生、旅行、介護、直売・加工等)を通じて、組合員と地域住民の生活インフラの一翼として役割を発揮します。

健全経営の為の取り組み

「健全な経営体質」と「透明感のある組織運営」を構築するため、財務体質の健全性向上に努め、リスク管理態勢の確立とコンプライアンスを重視した職場づくりに取り組みます。

農協法の理事構成要件の改正もふまえ、業務執行体制を見直し、地域農業の担い手や実践的な能力を 有する者の登用拡大に向けて取り組みます。

自ら策定した自己改革の取組施策を着実に実践するため、経営資源のシフトや人材育成を通じ、営農・経済事業の体制を強化します。

個人情報保護方針

八丈島農業協同組合(以下「当組合」といいます。)は、組合員・利用者等の皆様の個人情報を正しく取扱うことが当組合の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 関連法令等の遵守

当組合は、個人情報を適正に取扱うために、「個人情報の保護に関する法律」(以下「保護法」といいます。) その他、個人情報保護に関する関係諸法令および個人情報保護委員会のガイドライン等に定められた義務を誠実に 遵守します。

個人情報とは、保護法第2条第1項、第2項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。

また、当組合は、特定個人情報を適正に取扱うために、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号利用法」といいます。)その他、特定個人情報の適正な取扱いに関する関係諸法令およびガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

特定個人情報とは、番号利用法第2条第8項に規定する、個人番号をその内容に含む個人情報をいい、以下も同様とします。

2. 利用目的

当組合は、個人情報の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人の同意を得た場合および法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を利用します。ただし、特定個人情報においては、利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用は行いません。

ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下同様とします。

利用目的は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知し、または公表します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。

3. 適正取得

当組合は、個人情報を取得する際、適正かつ適法な手段で取得いたします。

4. 安全管理措置

当組合は、取扱う個人データ及び特定個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ従業者および委託先を適正に監督します。

なお、個人データとは、保護法第16条第3項が規定する、個人情報データベース等(保護法第16条第1項)を構成する個人情報をいい、以下同様とします。

5. 仮名加工情報及び匿名加工情報の取扱い

当組合は、仮名加工情報(保護法第2条第5項)及び匿名加工情報(保護法第2条第6項)の取扱いに関しては、保護法・ガイドライン等に則して、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じます。

6. 第三者提供の制限

当組合は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。

また、当組合は、番号利用法第19条各号により例外として扱われるべき場合を除き、ご本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。

7. 機微(センシティブ)情報の取り扱い

当組合は、ご本人の機微(センシティブ)情報(要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健 医療等に関する情報)については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただい た場合等を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

8. 開示・訂正・利用停止等

当組合は、保有個人データ等につき、法令に基づきご本人からの開示・訂正・利用停止等に応じます。 保有個人データとは、保護法第16条第4項に規定するデータをいいます。

9. 苦情窓口

当組合は、個人情報につき、ご本人からの質問・苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。

10. 継続的改善

当組合は、個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針

八丈島農業協同組合(以下「当組合」といいます。)は、事業を行うにつきまして、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用(以下、「マネー・ローンダリング等」という。)の防止に取り組むとともに、反社会的勢力等に対して断固とした姿勢で臨むことをここに宣言します。

また、顧客に組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。

(管理態勢等)

当組合は、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除の重要性を認識し、経営戦略に 1. おける重要な課題の1つとして位置付け、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当組合の特性に応じた 態勢を整備します。

また、適切な措置を適時に実施できるよう、経営陣が管理態勢確立等について主導性を発揮し、フォワード・ルッキングなギャップ分析、組織横断的な対応の高度化、専門性や経験を踏まえた経営レベルでの戦略的な人員確保・教育・資源配分等を実施し、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除について周知徹底を図ります。

(マネー・ローンダリング等の防止)

当組合は、実効的なマネー・ローンダリング等防止を実施するため、自らが直面しているリスクを国家公安委 2. 員会が公表している犯罪収益移転危険度調査書やその他ガイドラインを勘案し、適時・適切に特定・評価し、リ スクに見合った低減措置を講じます。

(反社会的勢力等との決別)

3. 当組合は、反社会的勢力等に対して取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力等による不当要求を拒絶します。

(職員の安全確保)

当組合は、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力に対して、組織的な対応を行い、職員の安全確4・保を最優先に行動します。

(外部専門機関との連携)

- 5. 当組合は、警察、財団法人暴力追放推進センター、弁護士など、反社会的勢力を排除するための各種活動を 5. 行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力と対決します。
 - ※1 反社会的勢力とは、平成19年6月に政府が公表した「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」に記載される集団または個人を指します。
 - ※2 反社会的勢力等とは、上記反社会的勢力のほか暴力団との関係が認められない反社会性を有する集団または 個人(凍結口座名義人等の犯罪集団への関与が疑われる者、資産凍結等経済制裁措置対象者等)を指しま す。

事業の概況

令和5年度は、東京島しょ農業協同組合から八丈島農協に名称変更がなされた後の第3期目となります。

この期の基本方針を、農業振興と当 J Aの安定経営実現のため、各課題の解決に向けて具体的な取組みを実行していくこととしました。

方針に基づき、現在行っている事業の着実な実践と、経済事業の収益性向上、コンプライアンス対策と業務改善に取り組みました。

令和5年度の決算は、各事業の収益減と人件費や固定資産の減価償却費の増加等が影響して、事業利益 段階で16百万円の赤字となりましたが、経常利益では3百万、当期剰余金は8百万円の黒字となりまし た。

①共済事業

組合員・島民の満足度向上と職員の資質向上に努め、保障ニーズに応えた商品の普及活動に取り組みましたが、共済の新契約につきましては、目標額181,000万円に対して年度末実績額256,80万円となりました。また、長期共済保有高は満期共済契約の解約等により14億円減少して年度末保有高497億円となりました。

②購買事業

取扱量の拡大のために肥料等のセール・キャンペーンに取組みましたが、コロナ渦で生産資材・生活物資共に商品の売上が低迷した状況と、世界的な原材料価格の高騰により仕入原価や商品価格も高騰し苦慮しましたが、供給高は計画を上回る形となりました。

購買事業全体の供給高は、計画額260百万円に対して年度末実績額257百万円で計画対比99. 2% (3百万円減)となりました。

《生産資材》

生産資材の供給高は、計画額168百万円に対して年度末実績170百万円で計画比100.8%(2百万円増)となりました。

《生活資材》

生活資材の供給高は、計画額91百万円に対して年度末実績86百万円で計画比94.3%(5百万円減)となりました。

③販売事業

担い手不足や高齢化等による農業生産力の低下が見受けられましたが、農産物の販路拡大や共撰共販促進等に努めました。

販売事業総利益は、計画額24百万円に対して年度末実績額26百万円で計画対比109.7%(2百万円増)となりました。

④代理事業

東京都信用農業協同組合連合会の代理店としての業務は、同連合会のご指導とご支援の下、順調に業務を進めることができました。

事業のご案内

共済事業

共済事業は、組合員・地域の皆様の暮らしに潜むリスクに幅広く対応するため、「ひと」・「いえ」・

「くるま」の総合保障を提供しています。 当JAは暮らしのパートナーとして、ご利用者の皆様の一人ひとりのライフスタイルに合わせた人生設計に応えられる保障を提供することで、「安心」と「満足」をお届けいたします。



共済掛金等のお払込み等

共済金のお支払いなど

約



※ JA共済は、JAとJA共済連がそれぞれ機能分担を行い、組合員・地域の皆様に密着した生活総合保障活動を行って



万一の保障、医療や介護、年金の保障で、ご家族やご自身のくらしをサポートします.

万一のときの家族の生活に備える

入院や手術に備える

教育資金や老後に備える

種類	·····································
終身共済	一生涯にわたる万一の保障を確保できます。 ニーズに合わせて、特約を付加することにより保障内容を自由に設計する こともできます。
養老生命共済	万一に備えるとともに、資金形成ニーズにも応えることができます。
定期生命共済	お手頃な共済掛金で万一保障をしっかり準備できます。
生存給付特則付一時払 終 身 共 済	生前贈与の機能を備えた一生涯の万一保障です。加入のしやすさも魅力で す。
こ ど も 共 済	お子さま・お孫さまの教育資金を準備しつつ、万一のときにも備えられま す。また、ご契約者さまが万一のときは、満期まで毎年養育年金をお支払 いするプランもあります。
医 療 共 済	日帰り入院からまとまった一時金が受け取れ、一生涯保障や先進医療保障 などライフプランに合わせて自由に設計できます。
が ん 共 済	がんによる入院・手術を保障します。がん診断時や、再発・長期治療のと きは一時金をお支払いします。 ニーズにあわせて、先進医療保障を加えることもできます。
生活障害共済	病気やケガにより身体に障害が残ったときの収入の減少や支出の増加に備 えられます。
特定重度疾病共済	三大疾病やその他生活習慣病などに備える保障です。
認知症共済	認知症を発症した際の経済的負担に備えるとともに、未然予防や早期発見 をサポートする保障です。
介 護 共 済	所定の要介護状態となったときの資金準備ができます。公的介護保険制度 と連動しており、介護の不安をわかりやすく保障します。
予 定 利 率 変 動 型 年 金 共 済	老後の生活資金に備えることができます。医師の審査なしの簡単な手続き で加入できます。 また、最低保障予定利率が設定されているので安心です。



火災のほか、地震などの自然災害から、大切な建物や家財をお守りします。

火災に備える

地震などの自然災害に備える

災害等によるケガに備える

種		類		特 徵
建物	更	生 共	済	火災はもちろん、台風や地震などの自然災害も幅広く保障します。 掛け捨てではありませんので、保障期間満了時に満期共済金をお支払いし ます。
火	災	共	済	お住いの建物が火災によって損害を受けた時に保障します。



自動車事故のさまざまなリスクに、充実の保障とサービスでお応えします。

相手方への賠償に備える

事故によるケガ等に備える

お車の修理に備える

	種		類		特。 徵
自	動	車	共	済	自動車事故による相手方への賠償保障はもちろんのこと、ご自身やご家族の乗車中や歩行中等の自動車事故による損害を保障。さらに、お車の損害や付随的に発生する諸費用まで幅広く保障するプランもあります。
自	賠	責	共	済	自動車の運行によって他人を死傷させたために、自動車の保有者または運 転者が自賠法上の損害賠償責任を負った場合の損害を保障します。すべて の自動車に契約することが義務づけられている強制共済(保険)です。

2 経済事業

経済事業には、農業者が生産した新鮮な野菜などの農畜産物を消費者にお届けする「販売事業」と、農業に必要な資材や暮らしに必要なさまざまな生活用品を提供する「購買事業」があり、農業と地域の皆様の暮らしを結ぶお手伝いをしています。

販売事業

管内で生産された農畜産物を農業者に代わって販売しています。

生産者と消費者を結ぶ「架け橋」として、農業者の所得向上につなげるとともに、新鮮で安全・安心な地場農畜産物を消費者に届けています。



購買事業

農業生産に必要な資材や暮らしに必要な生活用品等を組合員や地域の皆様へ提供する事業です。計画的な仕入れにより、安価で良品質の商品を安定的に提供しています。



3 利用事業

島の実情を踏まえ、組合員が効率よく農業生産活動を行えるよう、諸施設、農機具等の有効活用に努め、組合員の用に供します。

4 指導事業

八丈島は東京都都心から南方287kmの海上にあり、内地とは異なる地勢・気象・運輸に加え、少子高齢化による農業従事者の減少など大変不利な条件下にあります。

島の特性を十分に生かし、八丈島という地域に合った安定した営農活動を実施できる様、行政と綿密な連絡を取り、農業生産の増産を図ってまいります。

また近年では原発や食の安全の問題性が高まっている事も重視しながら、あわせて「農業の安全適正使用の遵守」にも取り組んでまいります。

貸借対照表

資産の部 (単位:千円)

貝性の部		(単位:千円)
科目	令和4年度	令和5年度
1. 信用事業資産	117, 268	121, 998
(1) 現金	5, 045	5, 763
(2)預金	112, 222	116, 234
系統預金	85, 016	102, 882
系統外預金	27, 206	13, 352
2. 共済事業資産	689	284
(1) その他の共済事業資産	689	284
3. 経済事業資産	88, 542	98, 703
(1)経済事業未収金	6, 873	6, 326
(2)経済受託債権	10, 246	22, 732
(3)棚卸資産	72, 290	70, 996
購買品	66, 717	66, 151
その他の棚卸資産	5, 573	4, 844
(4) その他の経済事業資産 (5) 貸倒引当金	$\begin{array}{c} 47 \\ \triangle 915 \end{array}$	$\begin{array}{c} 42\\ \triangle 1,393 \end{array}$
4. 雜資産	49, 504	33, 898
(1) 雑資産	49, 504	33, 898
5. 固定資産	173, 466	176, 251
(1) 有形固定資産	171, 429	163, 079
建物	216, 531	216, 531
機械装置	16, 992	16, 992
土地	96, 668	96, 668
その他の有形固定資産	174, 154	130, 273
減価償却累計額	△332, 917	△297, 386
(2)無形固定資產	2,037	13, 171
その他の無形固定資産	2, 037	13, 171
6. 外部出資	333, 279	333, 279
(1) 外部出資	333, 279	333, 279
系統出資	301, 249	301, 249
系統外出資	32, 030	32, 030
資産の部合計	762, 750	764, 414

負債の部 (単位:千円)

只良り引		(単位:十円)
科 目	令和4年度	令和5年度
1. 信用事業負債	180, 000	_
(1)借入金	180, 000	-
2. 共済事業負債	47, 561	48, 805
(1) 共済資金	26, 796	28, 850
(2) 未経過共済付加収入	20, 510	19, 774
(3) その他の共済事業負債	254	180
3. 経済事業負債	22, 977	194, 979
(1)経済事業未払金	10, 189	13, 394
(2)経済受託債務 (3)その他の経済事業負債	12, 788	1, 584
4. 雑負債	13, 614	180, 000 31, 888
(1)未払法人税等	290	290
(1) 木仏伝入仇寺 (2) その他の負債	13, 324	31, 598
5. 諸引当金	94, 954	75, 929
(1) 賞与引当金	3, 300	2, 996
(2)退職給付引当金	75, 095	57, 833
(3)役員退職慰労引当金	16, 559	15, 100
負債の部合計	359, 108	351, 602
• 純資産の部		
1. 組合員資本	403, 642	412, 811
(1) 出資金	199, 037	198, 995
(2) 利益剰余金	209, 336	217, 978
利益準備金	185, 420	185, 420
その他の利益剰余金 特別積立金	23, 915 760	32, 558 760
当期未処分剰余金	23, 155	31, 797
(うち当期剰余金)	$(\triangle 25, 859)$	(8, 642)
(3) 処分未済持分	△4, 731	△4, 162
純資産の部合計	403, 642	412, 811
負債及び純資産の部合計	762, 750	764, 414
共成次 の配気性の即口引	702, 130	704, 414

損益計算書

(単位:千円)

		(単位:千円)
科 目	令和4年度	令和5年度
1. 事業総利益	175, 251	180, 837
事業収益		387, 193
事業費用		206, 356
(1) 共済事業収益	74, 130	74, 262
共済付加収入	71, 123	71, 965
その他の収益	3, 007	2, 296
(2) 共済事業費用	6, 228	6, 296
共済推進費	4, 596	4, 446
その他の費用	1,632	1,849
共済事業総利益	67, 901	67, 965
(3) 購買事業収益	267, 981	268, 270
購買品供給高	263, 678	257, 841
その他の収益	4, 303	10, 429
(4) 購買事業費用	204, 084	197, 221
購買品供給原価	189, 771	183, 586
購買品供給費	13, 613	12, 011
その他の費用 (きょば知己)(へぬ 1 変)	700	1,624
(うち貸倒引当金繰入額)	(190)	(482)
購買事業総利益	63, 896	71, 049
(5)販売事業収益	23, 937	27, 193
販売手数料 その他の収益	22, 706 1, 231	20, 998 6, 195
(6) 販売事業費用	715	530
その他の費用	715	530
販売事業総利益	23, 222	26, 663
(7)加工事業収益	2, 200	1, 741
(8)加工事業費用	1, 320	539
加工事業総利益	879	1, 202
(9) 利用事業収益	11, 248	6, 510
利用事業総利益	11, 248	6, 510
(10) その他事業収益	8, 715	8, 206
その他事業総利益		
	8, 715	8, 206
(11) 指導事業収入(12) 指導事業支出	918 1, 530	1, 006 1, 768
指導事業収支差額	△612	△761
2. 事業管理費	206, 786	197, 070
(1) 人件費	150, 500	151, 460
(2) 業務費	9, 701	7, 920
(3) 諸税負担金	4, 895	5, 764
(4)施設費 (5)その他事業管理費	39, 922 1, 766	31, 184 739
事業利益	△31, 534	△16, 233
3. 事業外収益	10, 140	21, 166
(1)受取雑利息	132	296
(2)受取出資配当金	7, 624	6, 912
(3)賃貸料 (4)償却債権取立益	1, 454 726	600 504
(5) 雑収入	202	12, 853
(ひ) 不世代入ノ、	202	12, 000

4. 事業外費用	1, 402	1, 573
(1) 支払雑利息	1, 370	217
(2) 寄付金	10	60
(3) 雑損失	22	1, 295
経常利益	△22, 796	3, 359
5. 特別利益	-	9, 960
(1) その他の特別利益	-	9, 960
6. 特別損失	2, 772	4, 387
(1)固定資産処分損	2,772	_
(2) その他の特別損失	-	4, 387
税引前当期利益	△25, 569	8, 932
法人税・住民税及び事業税	290	290
法人税等合計	290	290
当期剰余金	△25, 859	8, 642
当期首繰越剰余金	49, 015	23, 155
当期未処分剰余金	23, 155	31, 797

◇ 令和5年度

第 3 期 注記表

八丈島農業協同組合

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 評価基準及び評価方法

(1) 有価証券(株式形態の外部出資を含む)の評価基準及び評価方法

①満期保有目的の債券 : 償却原価法 (定額法)

②その他有価証券

(イ) 市場価格のない株式等 : 移動平均法による原価法

(2)棚卸資産の評価基準及び評価方法

購買品 :移動平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)を採用

しています。

その他の棚卸資産 :個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)を採用して

います。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。

(2)無形固定資産

定額法を採用しています。

3. 引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び決算事務手続要領に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(破綻先)に係る債権及びそれ と同等の状況にある債務者(実質破綻先)に係る債権については、債権額から担保の処分可能見 込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

上記以外の債権については、今後の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、過去の一定期間における貸倒実績率の平均値に将来の損失発生見込みに係る必要な修正を加えた予想損失率に基づき算定した額を計上しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しています。

(2) 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

(3)退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末に発生していると認められる額を計上しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(4) 外部出資等損失引当金

当JAの外部出資先への出資に係る損失に備えるため、出資形態が株式のものについては有価証券の評価と同様の方法により、株式以外のものについては貸出債権と同様の方法により、必要と認められる額を計上しています。

(5)特例業務負担金引当金

農林漁業団体職員共済組合より通知される特例業務負担金の将来負担見込額に基づき計上しています。

4. 収益及び費用の計上基準

当JAの利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当JAは利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

② 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当JAが直売所等で販売する事業であり、当JAは利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

③ 加工事業

組合員が生産した農畜産物を原料に、加工食品等を製造して販売する事業であり、当JAは利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

④ 利用事業

葬祭施設や農業用機械等を共同で利用する事業であり、当JAは利用者等との契約に基づき、 役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了し た時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑤ 指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修サービスを提供する事業であり、当JAは利用者等との契約に基づき役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

5. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除 対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

6. 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

7. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

(1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法

当JAは、事業別の収益および費用について、事業間取引の相殺消去を行っています。また、 損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の 内部損益を除去した額を記載しています。

(2) 当JAが代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当JAが代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。

また、販売事業収益のうち、当JAが代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。

Ⅱ.会計上の見積りに関する注記

1. 貸倒引当金

(1)当事業年度の計算書類に計上した金額

貸倒引当金 1,393 千円※

※貸倒引当金の総額を記載しています。事業別の内訳は、「貸借対照表等の附属明細書」の「引当金等の明細」 に記載しています。

(2)会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

貸倒引当金の見積りにあたって採用した計上基準については、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「引当金の計上基準」に記載しています。また、債務者の実態に応じた財務状況、資金繰り、収益力等を検討したうえで、返済能力を判定し、これを貸倒引当金の見積りに関する主要な仮定としています。

債務者の財務状況、資金繰り、収益力の変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

Ⅲ. 貸借対照表に関する注記

1. 資産に係る圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は351,007千円であり、その内訳は次のとおりです。

建物 95,187千円 構築物 180,360千円 機械及び装置 7,623千円 車両運搬具 28,266千円 器具備品 19,803千円 無形固定資産 19,767千円

Ⅳ. 退職給付に関する注記

1. 退職給付に係る注記

(1)採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため全国共済農業協同組合連合会による確定給付企業年金制度及び一般財団法人全国農林漁業団体共済会による退職金共済制度に加入しています。このうち退職金共済制度における当JAの給付額18,984千円を控除したものを退職給付債務としています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算には、退職給付に係る期末自己都合要支給額を 退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金 75,095 千円 退職給付費用 6,990 千円 期末における退職給付引当金 57,833 千円

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務 57,833 千円 未積立退職給付債務 57,833 千円 退職給付引当金 57,833 千円

(4) 退職給付に関連する損益

勤務費用6,990 千円合計6,990 千円

2. 特例業務負担金の将来見込額

人件費(うち法定福利費)には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金1,991千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和3年3月31日現在における平成44年3月までの特例業務負担金の 将来見込額は、15,100千円となっています。

V. 収益認識に関する注記

「I.重要な会計方針に係る事項に関する注記における4.収益及び費用の計上基準」に同一の 内容を記載しているため、注記を省略しています。

第 2 期 注記表

八丈島農業協同組合

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 評価基準及び評価方法

(1) 有価証券(株式形態の外部出資を含む)の評価基準及び評価方法

①満期保有目的の債券 : 償却原価法 (定額法) ②子会社株式 : 移動平均法による原価法

②その他有価証券

(イ) 市場価格のない株式等 : 移動平均法による原価法

(2)棚卸資産の評価基準及び評価方法

購買品 :移動平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)を採

用しています。

その他の棚卸資産 :個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)を採用し

ています。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。

(2)無形固定資産

定額法を採用しています。

3. 引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び決算事務手続要領に則り、 次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(破綻先)に係る債権及びそれ と同等の状況にある債務者(実質破綻先)に係る債権については、債権額から担保の処分可能見 込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

上記以外の債権については、今後の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、過去の一定期間における貸倒実績率の平均値に将来の損失発生見込みに係る必要な修正を加えた予想損失率に基づき算定した額を計上しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から 独立した資産監査部署が査定結果を監査しています。

(2) 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

(3)退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末に発生していると認められる額を計上しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(4)外部出資等損失引当金

当JAの外部出資先への出資に係る損失に備えるため、出資形態が株式のものについては有価証券の評価と同様の方法により、株式以外のものについては貸出債権と同様の方法により、必要と認められる額を計上しています。

(5)特例業務負担金引当金

農林漁業団体職員共済組合より通知される特例業務負担金の将来負担見込額に基づき計上しています。

4. 収益及び費用の計上基準

当JAの利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当JAは利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

② 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当JAが直売所等で販売する事業であり、当JAは利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

③ 加工事業

組合員が生産した農畜産物を原料に、加工食品等を製造して販売する事業であり、当JAは利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

④ 利用事業

葬祭施設や農業用機械等を共同で利用する事業であり、当JAは利用者等との契約に基づき、 役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了し た時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑤ 指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修サービスを提供する事業であり、当JAは利用者等との契約に基づき役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

5. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除 対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

6. 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

7. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

(1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法

当JAは、事業別の収益および費用について、事業間取引の相殺消去を行っています。また、 損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の 内部損益を除去した額を記載しています。

(2) 当JAが代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当JAが代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。 また、販売事業収益のうち、当JAが代理人として販売品の販売に関与している場合には、純

また、販売事業収益のうち、当JAが代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。

Ⅱ. 会計方針の変更に関する注記

1. 時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。 以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を前年度より適用し、時価算定会計基準適用指針第 27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将 来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度の計算書類に与える影響はあり ません。

Ⅲ. 会計上の見積りに関する注記

1. 貸倒引当金

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

貸倒引当金 915 千円※

※貸倒引当金の総額を記載しています。事業別の内訳は、「貸借対照表等の附属明細書」の「引当金等の明細」 に記載しています。

(2)会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

貸倒引当金の見積りにあたって採用した計上基準については、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「引当金の計上基準」に記載しています。また、債務者の実態に応じた財務状況、資金繰り、収益力等を検討したうえで、返済能力を判定し、これを貸倒引当金の見積りに関する主要な仮定としています。

債務者の財務状況、資金繰り、収益力の変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

Ⅳ. 貸借対照表に関する注記

1. 資産に係る圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は537,991千円であり、その内訳は次のとおりです。

建物95,187千円構築物362,377千円機械及び装置7,623千円車両運搬具33,234千円器具備品19,803千円無形固定資産19,767千円

V. 退職給付に関する注記

(1)採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため全国共済農業協同組合連合会による確定給付企業年金制度及び一般財団法人全国農林漁業団体共済会による退職金共済制度に加入しています。このうち退職金共済制度における当JAの給付額21,411千円を控除したものを退職給付債務としています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算には、退職給付に係る期末自己都合要支給額を 退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金 退職給付費用 期末における退職給付引当金 65,311 千円 9,784 千円

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務 75,095 千円 未積立退職給付債務 75,095 千円 退職給付引当金 75,095 千円

(4)退職給付に関連する損益

勤務費用 9,784 千円 合計 9,784 千円

2. 特例業務負担金の将来見込額

人件費(うち法定福利費)には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金2,005千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和3年3月31日現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、16,559千円となっています。

Ⅵ. 収益認識に関する注記

- 「Ⅰ. 重要な会計方針に係る事項に関する注記における4
- ・収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

剰余金処分計算書

(単位:千円、%)

科 目	令和4年度 令和5年6月23日総代会承認	令和5年度 令和6年6月25日総代会承認
当期未処分剰余金(A)	23, 155	31, 797
剰余金処分額(B)	-	1, 729
利益準備金	-	1,729
次期繰越剰余金 (A-B)	23, 155	30, 068

注 次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善事業の費用に充てるための繰越額433千円が含まれています。

部門別損益計算書

◇ 令和5年度

区	分	合計	共 済 事 業	農業関連 事 業	生活その他事 業	営農指導事 業	共通管 理費等
事業収益	1	387, 193	74, 262	212, 179	99, 745	1,006	
事業費用	2	206, 356	6, 296	133, 745	64, 546	1, 768	
事業総利益 (①-②)	3	180, 837	67, 965	78, 433	35, 198	△761	
事業管理費	4	197, 070	35, 179	114, 822	39, 174	7, 893	
(うち減価償却費	⑤)	11, 722	3, 221	5, 013	3, 226	261	
(うち人件費	⑤')	(151, 460)	(27, 943)	(89, 966)	(29, 861)	(3, 689)	
※うち共通管理	費 ⑥		13, 938	24, 421	27, 567	1, 146	△67, 074
(うち減価償却費	7)		(1, 476)	(2,587)	(2,920)	(121)	$(\triangle 7, 105)$
(うち人件費	⑦')		(9,732)	(17, 052)	(19, 249)	(800)	(△46, 834)
事業利益 (③-④)	8	△16, 233	32, 786	△36, 389	$\triangle 3,976$	△8, 654	
事業外収益	9	21, 166	4, 398	7, 706	8, 699	361	
※うち共通分⑩			4, 398	7, 706	8, 699	361	△21, 166
事業外費用	11)	1, 573	326	573	647	26	
※うち共通分⑫			326	573	647	26	$\triangle 1,573$
経常利益 (⑧+⑨-⑪)	(13)	3, 359	36, 858	△29, 256	4, 076	△8, 319	
特別利益	<u>(14)</u>	9, 960	2, 069	3, 626	4, 092	170	
※うち共通分⑮			2, 069	3, 626	4, 092	170	△9, 960
特別損失	16	4, 387	911	1, 597	1, 803	75	
※うち共通分⑰			911	1, 597	1, 803	75	△4, 387
税引前当期利益 (⑬+⑭-⑯)	18	8, 932	38, 016	△27, 227	6, 365	△8, 224	
営農指導事業分 配賦額	19		1, 728	2, 787	3, 707	△8, 224	
営農指導事業分配賦 税引前当期利益 (⑱一⑲) ※ ⑥、⑩、⑰、⑤	20	8,932 久事業に南浬 <i>7</i>	36, 288	△30, 014	2, 658	-	

※ ⑥、⑩、⑫、⑤、⑪は、各事業に直課できない部分

(注)

- 1. 「農業関連事業」とは生産資材購買・販売・倉庫・加工・利用等の事業を指す。「生活その他事業」とは生活物資購買・宅地等供給等の事業を指す。
- 2. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等
- (1)共通管理費等

(人員割+人件費を除いた事業管理費+事業総利益割) の平均値

(2)営農指導事業

(人員割+人件費を除いた事業管理費+事業総利益割) の平均値

3. 配賦割合(2の配賦基準で算出した配賦の割合)

区分	共 済 事 業	農業関連 事 業	生活その他 事 業	営農指導 事 業	計
共通管理費	20. 78%	36. 41%	41. 10%	1.71%	100. 00%
営農指導事業	21. 02%	33. 89%	45. 09%		100. 00%

(単位:%)

◇ 令和4年度

区	分	合計	共 済 事 業	農業関連 事 業	生活その他事 業	営農指導事 業	共通管 理費等
事業収益	1	389, 131	74, 130	294, 120	19, 963	918	
事業費用	2	213,880	6,229	205,715	406	1,530	
事業総利益 (①-②)	3	175,251	67,901	88,405	19,557	△612	
事業管理費	4	206,786	36,100	130,385	26,931	13,370	
(うち減価償却費	⑤)	16,581	2,056	9,507	979	4,039	
(うち人件費	⑤')	(150,500)	(29,012)	(93,477)	(23,226)	(4,785)	
※うち共通管理	費 ⑥		31,568	104,983	24,255	11,344	△172,150
(うち減価償却費	7)		(2,056)	(9,507)	(979)	(4,039)	(△16,581)
(うち人件費	⑦')		(29,012)	(93,477)	(23,226)	(4,785)	(△150,500)
事業利益 (③-④)	8	△31,534	31,801	△41,980	△7,373	△13,982	
事業外収益	9	10,140	1,945	5,023	2,998	174	
※うち共通分⑩			1,945	5,023	2,998	174	△10,140
事業外費用	11)	1,402	269	694	414	25	
※うち共通分⑫			269	694	414	25	△1,402
経常利益 (⑧+⑨-⑪)	13	△22,796	33,477	△37,651	△4,789	△13,833	
特別利益	14)	-	-	-	-	_	
※うち共通分⑮			-	-	-	-	
特別損失	16	2,772	531	1,028	1,166	47	
※うち共通分⑰			531	1,028	1,166	47	△2,772
税引前当期利益 (⑬+⑭-⑯)	18	△25,569	32,945	△38,679	△5,955	△13,880	
営農指導事業分 配賦額	19		2,851	8,768	2,261	△13,880	
営農指導事業分配賦 税引前当期利益 (⑱一⑲) ※ ⑥、⑩、⑫、⑮	20	△25,569	30,094	△47,447	△8,216		

※ ⑥、⑩、⑫、⑤、⑪は、各事業に直課できない部分

(注)

- 1. 「農業関連事業」とは生産資材購買・販売・倉庫・加工・利用等の事業を打「生活その他事業」とは生活物資購買・宅地等供給等の事業を指す。
- 2. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等
- (1)共通管理費等

(人員割+人件費を除いた事業管理費+事業総利益割)の平均値

(2)営農指導事業

(人員割+人件費を除いた事業管理費+事業総利益割) の平均値

3. 配賦割合(2の配賦基準で算出した配賦の割合)

(単位:%)

				(平江・/0)	
区 分	共 済 事 業	農業関連 事 業	生活その他 事 業	営農指導 事 業	計
共通管理費	18. 34%	60. 94%	20.71%	0.01%	100. 00%
営農指導事業	20. 54%	63. 17%	16. 29%		100. 00%

財務諸表の正確性等にかかる確認

確認 書

- 1 私は、当JAの令和5年4月1日から令和6年3月31日までの事業年度にかかる ディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要 な点において、農業協同組合法施行規則に基づき適正に表示されていることを確認 いたしました。
- 2 この確認を行うに当たり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。
 - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和6年7月22日

八丈島農業協同組合

代表理事組合長 菊池 勝男

損益の状況

最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位:百万円、口、人、%)

項	B	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
経常収益(事業収益)		435	438	229	387	386
共済事業収益		83	78	76	74	74
購買事業収益		509	533	327	267	268
販売事業収益		237	200	43	23	27
その他事業収益		139	146	26	23	17
経常利益		4	36	13	$\triangle 22$	3
当期剰余金		20	31	15	$\triangle 25$	8
出資金		231	229	201	199	198
純資産額		714	745	433	403	413
総資産額		1, 192	1, 273	802	762	764
職員数		68	67	34	32	29

- 注 1. 経常収益は各事業収益の合計額を表しています。
 - 2. 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。
 - 3. 令和3年度に組合の新設分割を行った結果、各数値が大幅に減少しております。

共済事業

1 長期共済保有高

(単位:件、百万円)

租	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	令和4年度		令和5年度	
但	·····································	件数	金額	件数	金額
	終身共済	384	2, 774	372	2, 522
	定期生命共済	2	7	2	7
	養老生命共済	184	1, 536	167	1, 288
生 命 系	(うちこども共済)	86	374	87	373
系	医療共済	169	48	166	27
	がん共済	10	1	11	1
	定期医療共済	11	30	11	30
	年金共済	185	5	174	5
建物更生共済		2, 940	46, 793	2, 863	45, 890
	合 計	3, 885	51, 194	3, 766	49, 770

⁽注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額(生命系共済は死亡保障の金額(付加された定期 特約金額等を含む)を記載しています。

2 医療系共済の共済金額保有高

(単位:件、百万円)

種	米古	令和4年度		令和5年度	
性	類	件数	金額	件数	金額
医療共済		169	977	166	952
 		109	950	100	950
がん共済		10	62	11	67
定期医療共済		11	65	11	55
合	計	190	104	188	1, 074
	āl	190	950	100	950

⁽注 1) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。なお、同一の共済種類に主たる共済金額が複数ある場合は、新たに欄を追加して記載するとともに、共済種類ごとの合計欄を記載しています。

⁽注2) 医療共済の金額は、上段に入院共済金額、下段に治療共済金額を記載しています。

3 年金共済の年金保有高

(単位:件、百万円)

 種	類	令和4	4年度	令和5	5年度
		件数	金額	件数	金額
年金開始前		66	50	62	47
年金開始後		119	66	112	62
合	計	185	117	174	110

⁽注) 金額は、年金年額を記載しています。

4 短期共済新契約高

(単位:件、百万円)

	令和4年度			令和5年度		
は 一種	件数	金額	掛金	件数	金額	掛金
火災共済	414	5, 053	4	404	4, 928	4
自動車共済	1,879		46	1,840		45
傷害共済	223	676	1	2	15	1
賠償責任共済	23		1	23		1
自賠責共済	1, 379		10	1, 370		10
숌 計	3, 918		62	3, 639		60

⁽注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額(死亡保障又は火災保障を伴わない共済の金額 欄は斜線。)を記載しています。

経済事業

1 購買事業

(単位:千円)

1 =	W.T.	令和4年度	令和5年度
種	類	供給高	供給高
生産資材			
肥料		45, 363	42, 429
農薬		16, 654	17, 368
飼料		6, 172	6, 438
農業機械		4, 645	8, 431
燃料		1	1
包装資材		41, 352	37, 014
保温資材		34, 557	38, 360
建築資材		485	369
その他		19, 899	19, 452
小 計	-	169, 128	169, 862
生活物資			
食品		56, 318	53, 171
米		4, 164	3, 514
生鮮食品		-	18, 832
一般食品		52, 154	30, 825
衣料品		1,840	1, 536
日用保険雑貨		4, 766	4, 583
家庭燃料		31, 625	27, 035
耐久消費財		1	-
小 計	-	94, 550	86, 325
合言	†	263, 678	256, 187

(注) 供給高は総額で記載しており、損益計算書における金額とは一致しません。

2 販売事業

①受託販売

(単位:千円)

種	類	令和4年度	令和5年度
↑生	大規 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	取扱高	取扱高
野菜		17, 892	17, 488
果実		7, 833	13, 999
花き・花木		537, 500	513, 131
その他畜産物		6, 277	3, 141
その他農林水産物	U	9, 963	8, 042
合	計	579, 465	555, 801

<u>(注)取扱高は総額で記載しており、損益計算書においては純額で販売手数料として表示しています。</u>

その他の事業

1 加工事業

(単位:千円)

項目	令和4年度	令和5年度
収益		
加工収益	2, 200	-
合 計	2, 200	-
費用		
加工費用	1, 320	-
合 計	1, 320	-
差 引 利 益	880	-

2 指導事業

(単位:千円)

項目	令和4年度	令和5年度
収入		
指導補助金	909	1,000
実費収入	3	6
合 計	918	1, 006
支出		
教育情報費	971	171
指導雑費	859	1, 596
合 計	1, 530	1, 768
収 支 差 額	△612	△762

3 利用事業

(単位:千円)

項目	令和4年度	令和5年度
収益		
利用収益	11, 248	-
合 計	11, 248	-
費用		
利用費用	-	-
숌 計	-	-
差引利益	11, 248	-

当組合の組織

1 組合員数

(単位:人、団体)

種	類	令和4年度	令和5年度	増 減
正組合員数		1,804	1, 739	△65
個人		1, 796	1,731	$\triangle 65$
法人		8	8	-
准組合員数		2, 027	2,019	△8
個人		2, 014	2,007	$\triangle 7$
法人		13	12	△1
合	計	3, 831	3, 758	△73

2 組合員組織の状況

(令和6年3月31日 現在)

	構成員数	
八丈島ロベ共撰共販出荷組合	245	人
八丈島レザーファン共撰共販出荷組合	17	人
八丈島ルスカス共撰共販出荷組合	32	人
八丈島切葉切花共撰共販出荷組合	42	人
八丈島鉢物部会	31	人
八丈島公設市場出荷組合	82	人
八丈島あしたば部会	14	人
八丈島レモン生産出荷組合	24	人
八丈島ユーカリ部会	6	人
八丈町全域地区複合経営促進施設利用組合	21	人
八丈島農業振興青年研究会	49	人
八丈島女性部	19	人
大賀郷地区畑地かんがい施設利用組合	40	人
中之郷定置配管施設利用組合	122	人
八丈島切葉切花研究会	42	人
中之郷園芸研究会	26	人

当JAの組合員組織を記載しています。

3 役員一覧

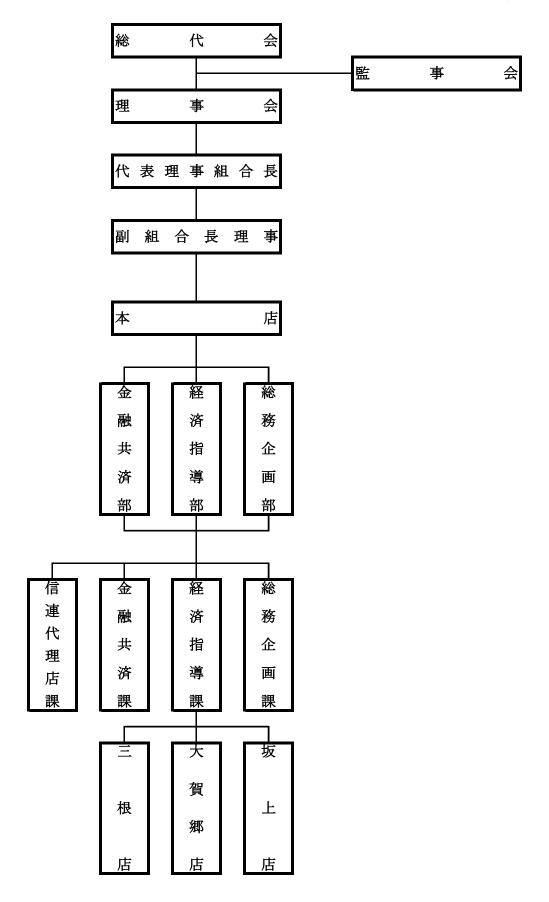
(令和6年4月1日 現在)

役職名	氏 名	常勤・非 常勤の別	役職名	氏	名	常勤・非常勤の別
代表理事組合長	菊池 勝男	常勤	代表監事	磯崎	正	非常勤
副組合長	沖山 宗春	非常勤	監事	奥山	光洋	非常勤
理事	山下 誉	非常勤	監事	菊池	みゆき	非常勤
理事	菊池 寛	非常勤				
理事	伊勢崎 武二	非常勤				
理事	浅沼 大二郎	非常勤				
理事	浅沼 實	非常勤				
理事	石井 敏一	非常勤				
理事	沖山 至	非常勤				
理事	伊勢崎 善雄	非常勤				
理事	村山 眞理子	非常勤				

4 職員

(単位:人)

項目			令和4年度		令和5年度		
以		男性	女性	計	男性	女性	計
一般職員		19	13	32	18	11	29
合	計	19	13	32	18	11	29



6 沿革・歩み

当 J A は、平成 1 3 年 4 月 1 日に島しょ地区の 6 つの組合が合併し、東京島しょ農業協同組合として発足しましたが、各島を隔てる距離や交通の不便さ、過疎化などの諸問題が大きく影響し、信用事業の廃止や営業店舗の廃止など大幅な経営改善施策を行わざるを得ない状況となりました。

最終的には令和3年の1月開催の臨時総代会において、残存している店舗についても新設分割の計画が承認され、令和3年5月24日を以って新設分割を行い各地区独自での農協経営を行っていく事となり、加えて令和4年4月1日には組合名称をJA東京島しょからJA八丈島に変更し、名実共に合併以前の八丈地区の農業及び農業生産者向けに原点回帰した農協経営を行うべく再出発を図ることとなりました。

7 店舗一覧

(令和6年3月31日 現在)

店舗名	郵便番号	住 所	電話番号	ATM 設置台数
本店	100-1401	東京都八丈島八丈町大賀郷1536	04996-2-1251	1
三根店	100-1511	東京都八丈島八丈町三根1767-2	04996-2-0263	
大賀郷店	100-1401	東京都八丈島八丈町大賀郷1	04996-2-1225	
坂上店	100-1623	東京都八丈島八丈町中之郷2616-1	04996-7-0020	



本 店 東京都八丈島八丈町大賀郷1536

TEL.04996-2-1251 FAX.04996-2-1252

三根店 東京都八丈島八丈町三根1767-2

TEL.04996-2-0263 FAX.04996-2-3660 大賀郷店東京都八丈島八丈町大賀郷1

TEL.04996-2-1225 FAX.04996-2-1335

坂上店 東京都八丈島八丈町中之郷2616-1

TEL.04996-7-0020 FAX.04996-7-0634